第百十四条の表第三十条の三第一項第一号の項中「住所及び」を「、住所及び」に改め、同表第三十条の五の二第一項第一号の項中「第三十条の五の二第一項第一号」を「第三十条の五の二第二項第一号」に改め、同表第三十三条の二第一号の項中「住所及び」を「、住所及び」に改める。

第百十四条の二第二項中「厚生労働大臣」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

第百十四条の三第一項の表第六十条の三の項中「法第六十四条の二第一項」を「第六十四条の二第一項」に、「平成二十四年改正前の令」を「平成二十七年改正前の令」に改める。

第百十四条の六第一項第三号ハ中「さらに」を「更に」に改め、同条第五項中「実施機関」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関をいう。以下同じ。）」を加え、同条第七項中「（厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関をいう。以下同じ。）」を削る。

第百十四条の九及び第百十四条の十五中「の適用をする」を「を適用する」に改める。

第百十四条の十八第一項中「（厚生年金保険法附則第二十九条の規定による脱退一時金を除く。）」を削る。

第百十四条の二十五第一項中「（脱退一時金を除く。）に係る」を「の」に改める。

第百十四条の二十六第二項中「又は第三十条」を「又は第三十条の三」に改める。

第百二十条の四に次の一項を加える。

4　組合は、第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該組合員の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。

第百二十条の九中「払込」を「払込み」に改める。

別紙様式第九号㈣中「および」を「及び」に、「昭和61年4月一日」を「昭和61年4月1日」に、「昭和60年法律第百五号」を「昭和60年法律第105号」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第十条第一項第三号の項の次に次のように加える。

第十二条第一項	令第八条第一項第一号	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第十一条第二項において準用する国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「平成二十七年改正前国共済令」という。）第八条第一項第一号
第十二条第二項	令第八条第一項	平成九年経過措置政令第十一条第二項において準用する平成二十七年改正前国共済令第八条第一項

第四条第一項の表第十二条第三項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第十二条第三項各号列記以外の部分	令第八条第一項第三号
	次に掲げるもの

	平成九年経過措置政令第十一条第二項において準用する平成二十七年改正前国共済令第八条第一項第三号
	次に掲げるもの（第二号に掲げるものを除く。）

第四条第一項の表第二十三条第三号の項中「及び法第百条第三項」を「並びに法第百条第三項」に改め、同表第二十四条第二項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第二十四条第二項第二号	法
	平成八年改正法附則第三十二条第三項の規定により適用するものとされた法

第四条第一項の表第五十条各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第六十二条第一項及び第六十二条の二	法
	平成八年改正法附則第三十二条第三項の規定により適用するものとされた法

第四条第一項の表第八十一条第一項の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同表第百二十四条の二第六号の項中「第百二十四条の二第六号」を「第百二十四条第六号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百二十六条第一項	法
	平成八年改正法附則第三十二条第三項の規定により適用するものとされた法

第四条第一項の表第百二十六条第二項の項の次に次のように加える。

第百二十六条の四第三項	法
	平成八年改正法附則第三十二条第三項の規定により適用するものとされた法

第四条第二項中「新会社に係る旧指定法人」の下に「並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社及び当該新会社に係る旧指定法人」を加える。

第十二条第二項中「代表する者」と」の下に「、同表第十二条第一項の項、第十二条第二項の項及び第十二条第三項各号列記以外の部分の項中「第十一条第二項」とあるのは「第二十五条第二項」と、同表第二十四条第二項第二号の項中「平成八年改正法附則第三十二条第三項の規定により適用するものとされた法」とあるのは「平成九年経過措置政令第二十五条第二項の規定により準用するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年一元化法改正前の法」という。）」と」を加え、「第百二十四条の二第六号の項」を「第六十二条第一項及び第六十二条の二の項中「第六十二条第一項及び第六十二条の二」とあるのは「第六十二条第一項」と、「平成八年改正法附則第三十二条第三項の規定により適用するものとされた法」とあるのは「平成九年経過措置政令第二十五条第二項の規定により準用するものとされた平成二十四年一元化法改正前の法」と、同表第百二十四条第六号の項」に改める。

第十四条第一項中「又は特例一時金給付」を「（以下「特例年金給付」という。）又は同項に規定する特例一時金給付（以下「特例一時金給付」という。）」に改め、「第百十四条の三十二、」の下に「第百十三条の三十二の五、第百十四条の三十二の七から第百十四条の三十二の十二まで、」を加え、同項の表第百十四条第一項第七号の項中「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」を「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令」に改め、同表第百十四条の三十二の八第一項各号列記以外の部分の項を削り、同表第百十四条の三十二の八第五項及び第六項並びに第百十四条の三十二の十三第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第百十四条の三十二の十三第一項各号列記以外の部分	をしようとする者
	組合
第百十四条の三十二の十三第三項	組合は

	があつたものとみなされた者（その者に係る厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間が特例年金給付（死亡を支給事由とするものを除く。）の額の算定の基礎となる期間に含まれないものを除く。）
	存続組合
	存続組合は